

「多業種共創による農村ビジネスプラン策定支援」事業伴走支援実施要領

制 定 令和8（2026）年9月8日 農振第506号

（趣旨）

第1条 この要領は、農業者や農業関係団体に留まらずに、様々な視点やノウハウを有する多様な業種の人材を巻き込み、それらの共創によって地域資源をフル活用した農村ビジネスの創出及び実践を推進し、本県農村地域の活性化に資することを目的とした「多業種共創による農村ビジネスプラン策定支援」事業（以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「伴走支援」とは、一定の期間において、反復継続的に支援を実施することをいう。
- (2) 「伴走支援対象者」とは、本事業において伴走支援を受ける者をいう。
- (3) 「共創チーム」とは、伴走支援対象者を中核とし、農業をはじめ多様な業種が連携して、地域資源を有効活用した事業を共に創出することを目指している又は創出しているプロジェクトチームをいう。
- (4) 「農村ビジネス」とは、地域資源を有効活用した農村地域におけるビジネスをいう。
- (5) 「共創ビジネスプラン」とは、伴走支援を受けて伴走支援対象者が作成する、共創チームとしての新規農村ビジネスの事業プランをいい、標準的には、事業概要、商品・サービスの内容、市場分析・ターゲット顧客、競合分析と優位性、ビジネスモデル、販売戦略・マーケティング、組織体制・人材計画、収支計画・資金調達、今後の展開・スケジュールといった項目から構成されるものとする。
- (6) 「委託事業者」とは、本事業について、県と業務委託契約を締結した者をいう。

（伴走支援の内容）

第3条 伴走支援の内容は、新規農村ビジネス事業の創出において必要となる事項全般について、伴走支援対象者及び共創チームに対して、予算の範囲内において、助言、情報提供、マッチングその他の支援を実施し、共創ビジネスプランの策定を支援するものとする。

- 2 伴走支援対象者は、本事業による伴走支援を受けるにあたっては、委託事業者への手数料（いわゆるコンサル料）は発生しないものとする。ただし、伴走支援対象者が独自に、本事業によらない伴走支援を当該委託事業者から受ける場合は、この限りでない。

（実施方法）

第4条 伴走支援は、原則として、農村地域における新規農村ビジネス事業の創出について、経験や知見を有する専門家に業務委託して実施するものとする。

(伴走支援対象者)

第5条 伴走支援対象者は、個人とし、法人や任意団体は対象外とする。

2 前項の規定は、法人や任意団体の代表者又は構成員が、個人としてエントリー（第7条に規定するものをいう。以下同じ。）を行うことを妨げるものではない。

3 伴走支援対象者は、エントリーの時点で、18歳以上の者とする。

(伴走支援対象事業)

第6条 本事業による伴走支援の対象事業は、多業種が共創して新たなビジネスを創出することを目指すものとする。

2 既に何らかのビジネスを実施している者が伴走支援対象者となることを希望する場合は、単なる既存事業のブラッシュアップではなく、多業種との連携をさらに深めた上での既存事業のブラッシュアップ又は新規事業の創出を目指すものであるかに留意し、第8条第1項に規定する選考を行うものとする。

(エントリー)

第7条 伴走支援対象者となることを希望する者は、農村振興課長（以下「課長」という。）の定めるところにより、事業内容その他必要な事項を記載したエントリーシート（様式第1号）を課長宛て提出し、エントリーを行うものとする。なお、エントリーにあたっては、課長が別に定める書類を添付すること

2 エントリーシートの提出期限及び提出方法は、課長が別に定める。

3 課長が必要と認める場合は、追加資料の提出や不備のある書類の補正を指示し、相当の期限を設けて申請者に再提出を求めることができるものとする。

(選考)

第8条 課長は、提出されたエントリーシート、添付資料その他判断に必要な資料を元に、予算の範囲内で伴走支援対象者を選定する。

2 課長は、必要に応じて、前項の選定について委託事業者へ意見聴取を行う。

3 昨年度に伴走支援を受けたものの、まだ共創ビジネスプランが策定できておらず、再度の支援を受けることで共創ビジネスプランの策定完了が見込まれる場合は、優先的に選定することとする。

4 一昨年度及び昨年度に伴走支援を受けた者は、伴走支援対象者として選定しないものとする。

(選定)

第9条 課長は、前条第1項の規定に基づき、伴走支援対象者として選定した場合は、伴走支援対象者選定通知書（様式第2号）により、エントリー者（エントリーを実施した者をいう。以下同じ。）に通知する。

2 課長は、必要があると認めるときは、選定にあたり書面等により条件や意見を付すことができる。

3 課長は、第1項に規定する通知を行う際、伴走支援対象者選定通知書（管轄農業振興事務所

共有用) (様式第 3 号) により、当該エントリー者の事業構想に関連する市町を管轄する農業振興事務所長 (以下「管轄事務所長」という。) に併せて通知する。

(不選定)

第 10 条 課長は、第 8 条第 1 項の規定に基づき、伴走支援対象者として選定しないこととした場合は、伴走支援対象者不選定通知書 (様式第 4 号) (以下「不選定通知書」という。) により、エントリー者に通知する。

2 課長は、必要があると認めるときは、不選定通知書を送付する際に、理由書を付すことができる。

3 課長は、第 1 項に規定する通知を行う際、伴走支援対象者不選定通知書 (管轄農業振興事務所共有用) (様式第 5 号) により、管轄事務所長に併せて通知する。

(選定の取消し)

第 11 条 課長は、各事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、選定の決定を取り消すことができる。

(1) 法令違反が発覚したとき

(2) エントリーシートに虚偽の記載があったとき

(3) 事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき

(4) 前 3 号の他、事業内容について、課長が本事業の趣旨に相応しくないと認めるとき

(エントリーの取下げ)

第 12 条 エントリー者は、エントリーを行ってから、第 9 条第 1 項の規定による選定又は第 10 条第 1 項の規定による不選定までの間に、事業の遂行が困難となった等によりエントリーを取り下げる場合においては、エントリー取下げ届出書 (様式第 6 号) を課長に提出しなければならない。

(伴走支援の実施)

第 13 条 第 9 条第 1 項に規定する通知を実施後、速やかに委託事業者による伴走支援を開始するものとする。なお、具体的な伴走支援の頻度等については、県と委託事業者との契約で定めるものとする。

(伴走支援期間)

第 14 条 伴走支援の対象期間は、第 9 条第 1 項に規定する通知の日から、当該日が属する年度の 3 月までとする。なお、具体的な終期は県と委託事業者との契約で定めるものとする。

2 前項の規定は、伴走支援を受けた翌年度に再度エントリーを行うことを妨げるものではない。

(共創ビジネスプラン策定状況の報告等)

第 15 条 課長は、共創ビジネスプランの策定に向けた進捗状況、策定実績その他本事業の推進に必要な情報について、原則として委託事業者から報告を受けるものとする。なお、具体的な方

法等については、県と委託事業者との契約で定めるものとする。

(伴走支援対象者の責務)

第 16 条 伴走支援対象者は、第 9 条第 1 項に規定する通知を受領後、速やかに、委託事業者による伴走支援を受けつつ、共創ビジネスプランの策定に向けた取組を開始することとする。

2 伴走支援対象者は、前条に規定する状況報告や実績報告を委託事業者が円滑に実施できるよう、必要な情報について、委託事業者への情報提供に積極的に協力することとする。

(暴力団排除)

第 17 条 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 6 条の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者は、伴走支援対象者又は共創チームの構成員となることができないものとする。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8（2026）年 9 月 8 日から施行する。

年 月 日

令和 年度 多業種共創による農村ビジネス創出支援
エントリーシート

1 エントリー者情報 【必須】

事業者名 (フリガナ)	正式名称を記載 (略称不可) (フリガナ)		
代表者氏名 (フリガナ)	(フリガナ)		
業種			
事業内容			
所在地			
本事業で取組む事業分野	☐ 農業 ☐ 宿泊業 ☐ 飲食業 ☐ その他 ()		
参画方法	☐ 伴走支援希望者 ☐ 共創パートナー ☐ 未定		
連絡先	TEL ()		/FAX ()
	担当者	氏 名	(フリガナ)
		E-mail	

2 プロジェクトチームメンバー候補者情報 【任意】

※現時点で連携をご想定している事業者がいる場合のみ

事業者名①	(フリガナ)		
担当者氏名	(フリガナ)		
業種内容	☐ 農業 ☐ 宿泊業 ☐ 飲食業 ☐ その他 ()		
ステータス	☐ 連携確定 ☐ 交渉中 ☐ 調整前		
参画方法	☐ 伴走支援希望者 ☐ 共創パートナー ☐ 未定		

事業者名②	(フリガナ)		
担当者氏名	(フリガナ)		
業種内容	☐ 農業 ☐ 宿泊業 ☐ 飲食業 ☐ その他 ()		
ステータス	☐ 連携確定 ☐ 交渉中 ☐ 調整前		
参画方法	☐ 伴走支援希望者 ☐ 共創パートナー ☐ 未定		

3-1 現在想定されている多業種共創による農村ビジネス事業の概要

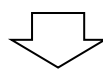
実施タイトル	
想定する連携業種	
事業に取り組む背景	地域や現在の取組に対する現状認識／目指す姿
実施概要	例： ・提供するサービス内容、ターゲット ・地域資源の活用方法 など
実施エリア	例：「栃木県〇〇市△△地区」、「〇〇宿場町エリア」

3-2 本事業で使用する施設（物件）情報（※施設を使用しない場合は不要です。）

住所	
所有者	
物件の状態	例： 良好／一部改修の必要あり／大規模な改修の必要あり 築年数（おおよそで可）、雨漏りの有無（過去10年間） その他、構造上の懸念事項

4 本事業において伴走支援を受けたい分野（複数選択可）

☐ 事業コンセプトの具体化	☐ 地域資源の活用	☐ マーケティング戦略
☐ 事業計画の策定	☐ 共創パートナーのマッチング支援	
☐ 資金計画	☐ IT・デジタル活用	
☐ その他（ ）		



5 具体的な悩みや現状の詳細内容について

6 その他（懸念事項等）

（現時点で把握している懸念点についてある場合はご記載ください。）

例：住民トラブルの有無

例：事業運営に必要な許認可（保健所・消防署等）の取得等

様式第 2 号

農振第 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

栃木県農政部農村振興課長 ●● ●●

年度「多業種共創による農村ビジネスプラン策定支援」事業伴走支援対象者選定通知書

年 月 日付けで提出のあった「多業種共創による農村ビジネスプラン策定支援」に係る申請については、「多業種共創による農村ビジネス策定支援」事業伴走支援実施要領（令和 8（2026）年 9 月 日農振第 号。以下「要領」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき選考を実施した結果、下記のとおり伴走支援対象者として選定しましたので、要領第 9 条第 1 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 伴走支援の対象となる取組は、年 月 日付けで提出のあったエントリーシートに記載された事業構想を基礎とし、当該事業の実現を目指す取組とします。
- 2 伴走支援の期間は、本日から 年 3 月 日までとします。
- 3 伴走支援対象者は、要領第 16 条の規定をはじめ、要領に従わなければなりません。

農振第 号
年 月 日

〇〇農業振興事務所長 様

農村振興課長

年度「多業種共創による農村ビジネスプラン策定支援」事業に係る伴走支援対象者として
選定された者について（通知）

「多業種共創による農村ビジネス策定支援」事業伴走支援実施要領（令和 8（2026）年 9 月 日
農振第 号。以下「要領」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき選考を実施した結果、下記の者
を伴走支援対象者として選定しましたので、要領第 9 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

伴走支援対象者として選定した者

氏名	活動地域
〇〇 〇〇	××市
●● ●●	△△町

様式第 4 号

農振第 号

年 月 日

〇〇 〇〇 様

栃木県農政部農村振興課長 ●● ●●

年度「多業種共創による農村ビジネスプラン策定支援」事業伴走支援対象者不選定通知書

年 月 日付けで提出のあった「多業種共創による農村ビジネスプラン策定支援」に係る申請については、「多業種共創による農村ビジネス策定支援」事業伴走支援実施要領（令和 8（2026）年 9 月 日農振第 号。以下「要領」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき選考を実施した結果、伴走支援対象者として不選定となりましたので、要領第 10 条第 1 項の規定に基づき通知します。

農振第 号
年 月 日

〇〇農業振興事務所長 様

農村振興課長

年度「多業種共創による農村ビジネスプラン策定支援」事業に係る伴走支援者として
不選定となった者について（通知）

「多業種共創による農村ビジネス策定支援」事業伴走支援実施要領（令和 8（2026）年 9 月 日
農振第 号。以下「要領」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき選考を実施した結果、下記の者
を伴走支援対象者として不選定としましたので、要領第 10 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

伴走支援対象者として不選定とした者

氏名	活動地域
〇〇 〇〇	××市
●● ●●	△△町

様式第 6 号

農振第 号

年 月 日

栃木県農政部農村振興課長 様

〇〇 〇〇

年度「多業種共創による農村ビジネスプラン策定支援」事業エントリー取下げ届出書

年 月 日付けで提出した「多業種共創による農村ビジネスプラン策定支援」に係るエントリーについて、取下げますので届け出ます。